

## 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書

※ 該当する口欄に、✓印を入れてください。

- 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合 → 下欄に市町村名と従業員等数を必ず記入してください。

〔 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得）を得る役員等も含まれます。第6号様式備考を参照してください。〕がいる場合

現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。

高知県内に住所を有する上記の従業員等が、直前の1月1日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか1市町村）及びその市町村に居住する従業員等数

市町村名	従業員等数	人

- 2 県内事業者で、新規事業者(事業を開始して1年未満である場合(以下「新規事業者」という。))であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合

高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

- 3 県内事業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合

もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

- 4 県外事業者で、新規事業者である場合又は高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合

もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記の(✓印を入れた)とおり、相違ありません。

また、この書類が、高知県税務課を経由して、高知県内の市町村へ提供されることに同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

〒

住 所

(申請者) フリガナ  
商号又は名称

代表者職氏名  
又は氏名

電話番号 ( ) —

必ず2部(1部はコピー)提出してください。

## 1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の4及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

**ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。**

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（1月1日～12月31日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、今年4月1日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（今年1月1日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

## 2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第321条の4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6月～翌年5月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第321条の5）

## 3 第6号様式の作成等について

- (1) 第6号様式は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

**1による申告又は2、3、4のいずれかによる誓約を行わない場合は、資格審査の申請は出来ません。**

- (2) この書類は、審査基準日（申請月の前月の初日）現在で作成し、該当の項目の口欄に、✓印を入れてください。
- (3) 県内事業者で、新規事業者（事業を開始して1年未満である場合（以下「新規事業者」という。）である等の理由により、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。
- (4) 県内事業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3**により誓約してください。
- (5) 県外事業者で、新規事業者である場合又は高知県内の市町村に住所を有する従業員等が全くいない場合は、**4**により誓約してください。
- (6) 第6号様式は、**2部（1部は写し）提出してください**。1部は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供されることがあります。

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等の高知県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

### 記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

役員等名簿

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様  
(申請者)

住 所			
フリガナ 商号又は名称	フリガナ		
代表者職氏名 又は氏名			

**No.1 及びNo.2 の役職名等欄は変更しないようにしてください。**

- (注) 1 フリガナ (セイとメイに分けて)、生年月日等、記載もれがないようにしてください。  
 2 年号は、大正を「T」、昭和を「S」、平成を「H」と記入してください。  
 3 性別は、男性を「M」、女性を「F」と記入してください。

No.	役職名等	氏名				生年月日				性別
		姓フリガナ	名フリガナ	姓	名	年号	年	月	日	
1	申請者代表者									
2	登録事業所代表者									
3										
4										
5										
6										
7										
8										

※①役員等とは、競争入札参加資格審査申請要領1の(9)のウに規定する者及び登録事業所代表者をいいます。  
 なお、申請者と登録事業所代表者が異なる場合は、No.2に登録事業所の代表者を記入してください。(同じ場合は同上)

- ②この用紙に記載しきれない場合は、用紙を複写して記入してください。  
 なお、複写した用紙は、2枚目以降については、No.1及びNo.2欄は記入しないでください。  
 また、この様式を複数枚提出する場合であっても、申請者欄への記名は全ての用紙について行ってください。  
 ③この名簿は、高知県暴力団排除条例及び令和6年度から令和8年度までの物品の購入又はサービスの契約に係る競争入札参加資格等(令和5年9月26日付け高知県告示第638号)に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置として入札参加資格審査申請要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

※この様式は、第4号様式（営業種目一覧表）で21印刷のいずれか（2101～2110）に○印をした申請者は必ず提出してください。

## 印刷に関する保有設備等申告書

申請者名（法人の場合は、法人名のみで可）

### 1 設備

設備名	メーカー/型番	用途	サイズ/色数等	台数

### 2 従業員数（複数にまたがる者は主に従事しているものに含めてください。）

管理・経営	営業	企画・デザイン	組版	製版
人	人	人	人	人
印刷	製本	その他	合計	
人	人	人	人	

### 3 得意とする印刷分野（具体的に記入してください。）

--

## 障 害 者 雇 用 申 立 書

下記【注意事項】欄をご確認のうえ、該当する□欄に、✓印を入れてください。

## 法定雇用率制度の適用がある方

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定する法定雇用率制度の適用があり、かつ、**法定雇用率**を達成しています。

※法定雇用率達成とは、公共職業安定所に提出している障害者雇用状況報告書の表中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人の場合です。

上記1に該当する場合で、該当事業者として登録を希望する場合は、**直近の障害者雇用状況報告書の写し**（公共職業安定所の受付印のあるもの。）も提出してください。

ただし、**受付印がないものは、簡単な理由を報告書の写しに記載してください。**例：電子申請、郵送申請）を必ず添付してください。

## 法定雇用率制度の適用がない方

- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律で規定する法定雇用率制度の適用はないが、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率に算入される障害者を、次のとおり、常用労働者として雇用しています。

週所定労働時間30時間以上の者 \_\_\_\_\_ 名  
週所定労働時間20時間以上30時間未満の者 \_\_\_\_\_ 名  
週所定労働時間10時間以上20時間未満の者 \_\_\_\_\_ 名 ※精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者が対象

上記の（✓印を入れた）とおり、相違ありません。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

(申請者) 商号又は名称

代表者職氏名

又は氏名

## 【注意事項】

- 常用労働者でかつ週所定労働時間30時間以上の者を一定人数\*以上雇用している場合には、原則として、法定雇用率制度が適用されます。 ※法定雇用率に基づく
- 常用労働者とは、①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
  - 期間の定めなく雇用されている労働者
  - 一定の期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者
  - 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者